

**令和 7 年度農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち
地域資源活用価値創出推進事業（産業支援型）に係る追加要望調査の概要**

1 趣旨

地域資源を活用しつつ、農山漁村における農業者等の所得向上や雇用の拡大の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設等の整備を総合的かつ機動的に支援するため、要望調査を実施します。

2 要望調査対象事業

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）を対象とする。

事業の詳細については地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）実施要領（以下「実施要領」という。）を確認すること。

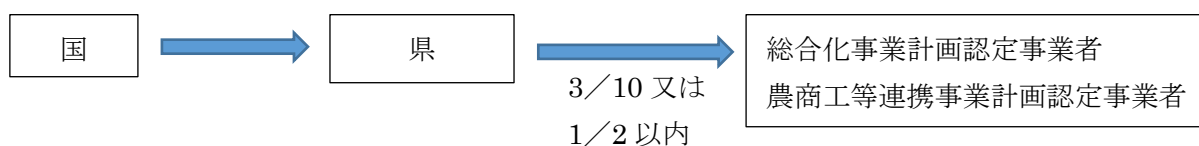
事業実施 主体	総合化事業計画（注 1）又は農商工等連携事業計画（注 2）の認定を受けた農林漁業者の組織する団体、農商工等連携事業計画の認定を受けた中小企業者であって、資金の貸付又は出資を受けて事業を実施する者
事業内容等	（1）農林水産物の加工、流通、販売等のために必要な施設 （2）本事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設 （3）農林水産物以外の地域資源を活用した新事業・サービス提供等のために必要な施設
交付金の交付率	（1）定額、3／10 以内 ただし、次のいずれかに該当する事業については、定額、1／2 以内とする。 ① 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2275 号農林水産事務次官依命通知）第 2 により、都道府県が中山間地農業の振興を図るために策定する「地域別農業振興計画」に基づき、かつ、事業実施計画において、地域外での販路の確保、交流人口の増加、雇用の確保等の地域経済への波及効果を及ぼす取組について、具体的な目標値を設定して取り組む事業 ② 市町村戦略に基づいて行われる取組であり、かつ、地域経済への波及効果を及ぼす等公益の増進に寄与する取組と当該市町村戦略を策定した協議会又は当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が認める事業 ③ 事業計画計画において、本事業による施設等の整備を契機として、障害者等（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 1 項に規定する生活困窮者及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 27 条の規定により要介護認定を受けた者をいう。以下同じ。）を新たに雇用（本事業により整備した施設等に関連した業務に従事する場合に限る。）することが定められており、かつ、六次産業化・地産地消法第 5 条の規定に基づく認定若しくは同法第 6 条

	の規定に基づく変更の認定又は農商工等連携促進法第4条の規定に基づく認定若しくは同法第5条の規定に基づく変更の認定を受けた日から起算して2年を経過する日までに障害者等を雇用することが確実にであると認められる事業 (2) 事業実施主体に交付する交付金の額の算定の方法は、次の①から③までに掲げる額のうち最も低い額の範囲内とする。ただし、交付金の上限額は原則1億円とする。 ① 交付対象経費に10分の3（(1)のただし書に該当する場合は2分の1）を乗じて得た額 ② 交付対象経費に充てるための実施要領の第3の2の資金の額 ③ 交付対象経費から②の額及び地方公共団体等による助成金の額を控除して得た額 (3) 次の①から③までに掲げる要件を全て満たす場合には、(2)のただし書きにかかわらず、交付金の上限額は2億円とする。ただし、1億円を超えて上乗せすることができるのは、業務用需要に応じた一次加工品等の事業者間の取引（以下「BtoB」という。）において、取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準（HACCPの認証機関が定める認証基準を上回るものに限る。）に対応するために必要不可欠な機械の整備に要する掛かり増しの経費に限るものとする。 ① 認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画に定める目標年度において、本事業におけるBtoBに供するものの取扱量又は取扱金額が50パーセントを超える計画であること。 ② 取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準（HACCPの認証機関が定める認証基準を上回るものに限る。）に対応するために必要不可欠な機械の整備に要する掛かり増しの経費が明確であること。 ③ 事業実施計画に、本事業における一次加工品等の製造過程について、HACCPに関する第三者認証を取得することが明記されていること。
採択基準	〈必須事項〉 (1) 多様な事業者（事業実施主体を含む3者以上）が連携するネットワークを構築し、連携の目的及び事業実施主体と連携する事業者の成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書が作成されていること。 (2) 実施要領の第6の3の費用対効果分析は、費用対効果算定要領に定めるところにより行うものとし、この費用対効果分析の結果が当該要領の基準を満たしていること。 (3) 農林漁業者の組織する団体による取組においては、本事業で扱う農林水産物について、事業実施主体及びネットワークを構築する農林漁業者等（(1)に定める規約その他の文書に記載のある農林漁業者等をいう。（5）において同じ。）が、目標年度までに50パーセント以上（取扱量又は取扱金額）の生産を行うこと（事業実施主体の構成員等が生産する

	場合を含む。) (4) 農林漁業者等と中小企業者が連携して行う取組においては、中小企業者が事業実施主体となる場合は、目標年度までに新商品の原材料となる農林水産物の 50 パーセント以上（仕入量又は仕入金額）を、ネットワークを構築する農林漁業者等から調達すること。農林漁業者等が事業実施主体となる場合は、目標年度までに新商品の原材料となる農林水産物の 50 パーセント以上（取扱量又は取扱金額）を、事業実施主体単独又はネットワークを構築する農林漁業者と協同して連携する中小企業者に供給すること。 〈留意事項〉 (1) 目標年度において、本事業の成果目標の達成が確実と見込まれること。 (2) 整備を予定している施設が、その性能及び規模等に鑑み、成果目標の達成に向け適切なものであること。 (3) 利用計画に基づく施設の適正な利用が確実であると認められること。 (4) 事業実施主体の収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。 (5) 整備を予定している施設で加工された製品の販売（販路）等に関する計画が明らかになっていること。 (6) 事業実施主体の直近 3 年の決算において、原則として、経常損益が 3 年連続の赤字となっておらず、かつ、直近 1 年の決算において、債務超過（貸借対照表の負債の合計額が資産の合計額を上回り、純資産の合計額が負数となった状態をいう。）となっていないこと。 (7) 事業規模（施設等の整備に要する経費）が 1 億円以上となる本事業を実施する場合にあっては、原則として事業実施主体が 5 年以上の経営経験を有していること。 (8) 農林水産業・食品産業の作業安瀬のための規範（令和 3 年 2 月 16 日農林水産省決定）に係るチェックシートを活用した取組の点検を実施していること。 発電施設等の単独整備を実施する場合にあっては、上記〈必須事項〉及び〈留意事項〉については適用しない。
--	--

（注 1）総合化事業計画：六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画

（注 2）農商工等連携事業計画：農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画



3 要望期限及び提出物

(1) 要望期限

令和 7 年 7 月 4 日（金）

(2) 提出物

- ・別紙様式第1号「事業実施計画書」(添付書類を含む)
- ・取組概要
- ・市町村戦略連携対象事業者の取組概要
- ・費用対効果算出